資料３

「佐賀県森林環境税」の方針について

令和４年５月

佐賀県 農林水産部 林業課

目　次

- 税事業の実績と効果検証・評価
- これまで頂いた主な意見
- 取組方針の検討
- （参考）佐賀県森林環境税及び事業の概要

税事業の実績と効果検証・評価

税事業「さがの森林再生事業」の実績（見込み）

事業区分	第1期	第2期	第3期 見込み
①さがの森林採光事業 （旧：荒廃森林再生事業）	2,010ha	1,826ha	1,177ha
②ふるさとの森林づくり事業 （旧：重要森林公有化等支援事業）	372ha	358ha	224ha
重要森林の公有化	235ha	—	—
重要森林の公的整備	137ha	358ha	224ha
③次代へつなぐ森林整備事業 （旧：荒廃森林拡大防止対策事業）	—	589ha	230ha
④県民参加の森林づくり事業	53件	77件	66件
⑤未来へつなぐ宝の森林 整備事業	5,266人	7,140人	7,918
⑥さがの森林再生推進事業 （広報事業）	ﾘｰﾌﾚｯﾄ・ﾎﾟｽﾀｰ、新聞広告、HP、うちわ等	ﾃﾚﾋﾞ・新聞広告、広報物制作、SNS情報発信 等	ﾗｼﾞｵ・新聞広告、広報物制作、SNS情報発信 等
事業費計（千円）	1,046,770	1,189,582	



さがの森林採光事業



県民参加の森林づくり事業



未来へつなぐ宝の森林整備事業

事業の効果検証・評価

(1) さがの森林採光事業 による効果

県による荒廃森林の再生

荒廃した人工林において、県が森林所有者に代わり、通常よりも高い40%の本数比率で間伐を行い、針葉樹と広葉樹が混じりあった豊かな森林に誘導する

- 計画：1,800ha、実績見込：1,177ha

※原因

✓ 委託事業の労務単価上昇や、立木の大径化等により事業費が増加し、進捗に遅れ
（H29実績：436千円/ha → R2実績：618千円/ha）

整備面積の推移

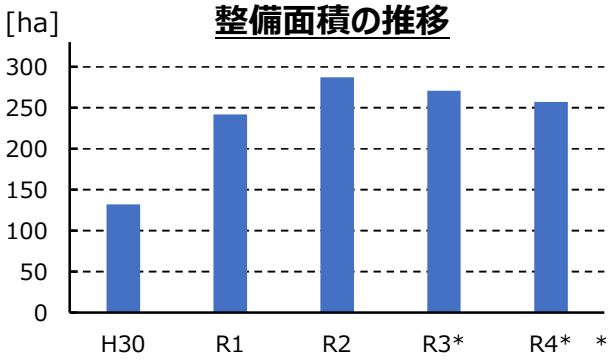

＊ R3は見込み、R4は計画

腰岳・青螺山環境林（伊万里市・武雄市）





参考

間伐の取り組み状況

平成20年度の税導入以降、公益的機能の高度発揮が求められる森林の区域を設定のうえ、荒廃森林における強度間伐に取り組んできた。

環境林とは
①水環境保全②景観保全・生物多様性③森林環境教育の３つの観点から重要、かつ、荒廃森林面積が多く、地形・地理条件から一体的に整備を行う区域を、重要度、緊急度、地域バランスを考慮し選定。

	第１期（H20～H24） 第1次環境林	第2期（H25～H29） 第2次環境林
1	河内ダム周辺 （鳥栖市）	天山 （佐賀市・多久市・小城市・唐津市）
2	寒水川周辺 （みやき町）	北山ダム周辺 （佐賀市）
3	嘉瀬川流域 （佐賀市）	脊振山麓 （神埼市・上峰町・吉野ヶ里町）
4	樫原湿原周辺 （唐津市七山）	基山 （基山町）
5	上場地域 （唐津市・玄海町）	鏡山・伊岐佐ダム周辺 （唐津市）
6	作礼山 （唐津市厳木町）	八幡岳六角川周辺 （唐津市・伊万里市・武雄市 ・大町町・江北町）
7	聖岳 （大町町・多久市）	玉島川周辺 （唐津市）
8	神六山 （武雄市山内町）	腰岳・青螺山 （伊万里市・武雄市）
9	国見山 （有田町・伊万里市）	杵島山 （白石町）
10	多良岳 （鹿島市・太良町）	経ヶ岳・虚空蔵山 （鹿島市・嬉野市）

第3期（H30～R4）重点実施区域	
農林事務所管内	主な水系
佐賀中部	嘉瀬川、六角川
東部	筑後川
唐津	松浦川,佐志川,玉島川他
伊万里	伊万里川,有田川他
杵藤	六角川,塩田川,鹿島川,浜川他

第3期は、環境林を設定せず、河川集水域等に荒廃森林が10ha以上まとまって存在する林班を中心に実施

参考 間伐実施区域の位置

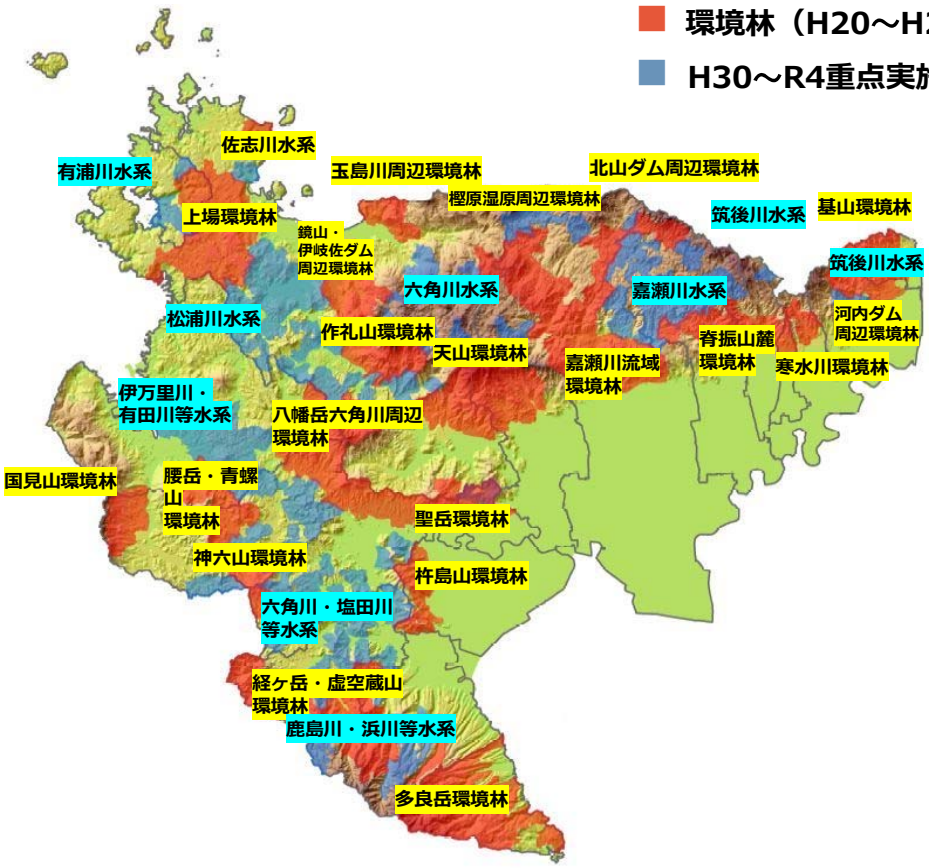

林床植生調査（間伐前後の植被率の変化）

目的 さがの森林採光事業(旧：荒廃森林再生事業)で間伐した林内の下層植生を調査することで、事業の効果を検証する。

調査方法 環境林内において調査プロット(2m×2m)を設定し、下層植生の繁茂状況を調査した。



調査プロット(2m×2m)の設定イメージ

結果 ● 間伐前よりも、間伐後(4年目)に植被率が約30%向上した。





基山環境林(H26：30%→H30：80%)

植被率の推移
(間伐前・間伐後2年目・4年目)

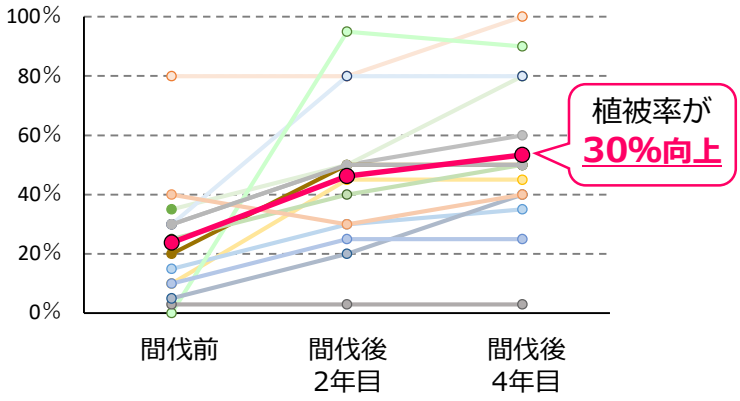

事業の効果検証・評価
✓ 間伐により林内の光環境が改善し、下層植生が誘導
✓ 土壌保全機能の向上など、多面的機能の持続的発揮に寄与

事業の効果検証・評価

(2) ふるさとの森林づくり事業 による効果

市町が行う間伐等への支援

市町が行う、荒廃した森林またはその恐れのある森林の購入(1/2補助)や、市町環境林における間伐や竹林整備等の公的整備に対する支援(10/10補助)

➢ 整備面積・・計画：200ha、実績見込：224ha

整備面積の推移

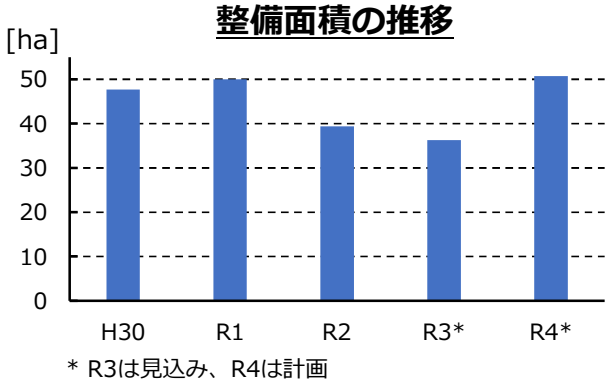

＊ R3は見込み、R4は計画

佐里地区環境林（唐津市）





事業の効果検証・評価
✓ 市町により、地域の実情を加味したきめ細かな森林整備が行われている

事業の効果検証・評価

(3)次代へつなぐ森林再生事業 による効果

森林所有者等が行う搬出間伐等の支援

地理的条件が悪い森林における搬出間伐や、間伐しても良好な成長が見込めない森林において行う再造林・下刈等に対する支援

- 補助率：間伐　定額又は68%以内
  再造林　22%以内　　下刈：32%以内
- 整備面積･･･実績見込：230ha

実施状況（太良町内）





整備面積の推移

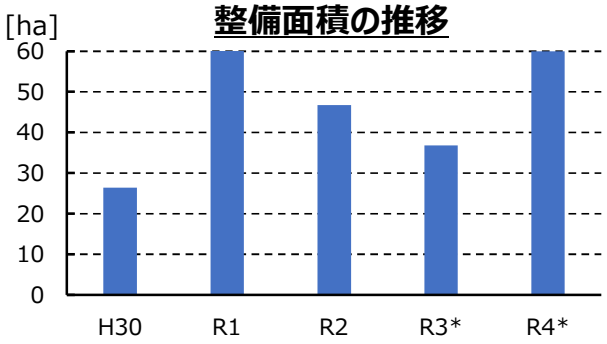

＊ R3は見込み、R4は計画

事業の効果検証・評価

✓ 国庫補助対象外の間伐等の支援により、森林所有者等による荒廃森林の解消が図られている

事業の効果検証・評価

(4) その他の事業 による効果

① 県民参加の森林づくり事業

荒廃森林再生のため、県民自ら企画･取組まれる侵入竹除去や広葉樹植栽等の森林づくり活動に対する支援

- 補助率･･･定額（1団体200万円以内）
- 団体数･･･計画：50団体、実績見込：66団体

県民参加の森林づくり事業
取組団体数･活動者数の推移

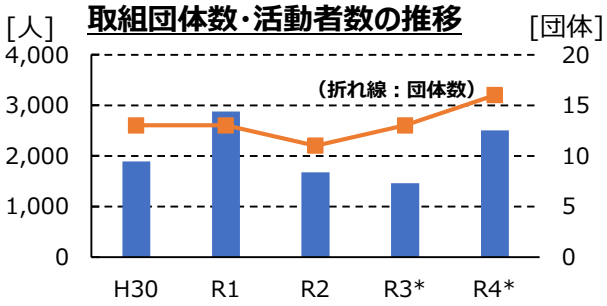

＊ R3は見込み、R4は計画

② 未来へつなぐ宝の森林整備事業

県を代表する自然環境の維持･保全のため、県、市町、CSO等の協働により行う森林保全活動等を支援



県民参加の森林づくり事業



未来へつなぐ宝の森林整備事業

未来へつなぐ宝の森林整備事業
活動登録者数の推移

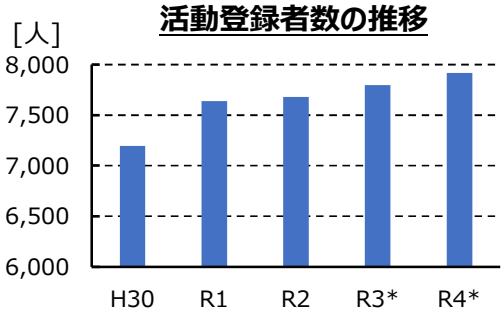

＊ R3は見込み、R4は計画

③ さがの森林再生推進事業

佐賀県森林環境税を活用した取組の紹介、事業計画･実績の公表、ホームページの運用管理など、広報媒体を活用したPR



PR用リーフレット



「山の日」新聞掲載記事

佐賀県森林環境税の認知度(年齢層別)

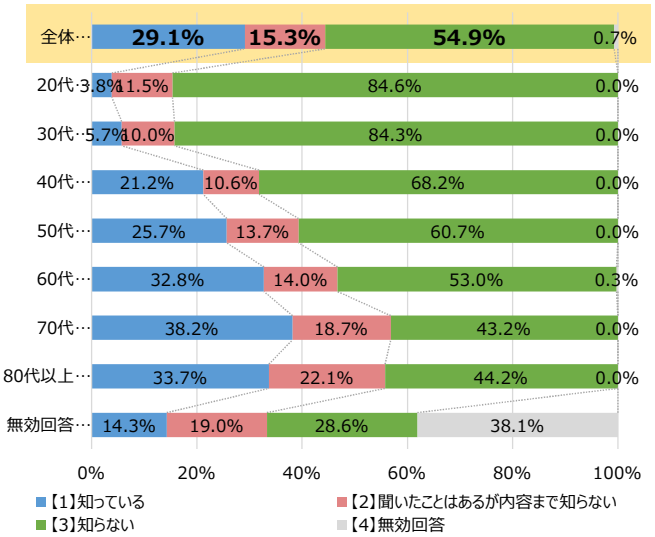

事業の効果検証・評価

✓ 県民参加による森林づくり活動が県内各地で取組まれている

✓ **若い世代で森林環境税の認知度が低く**、さらなるPRが必要

令和3年度県民等意識調査の結果

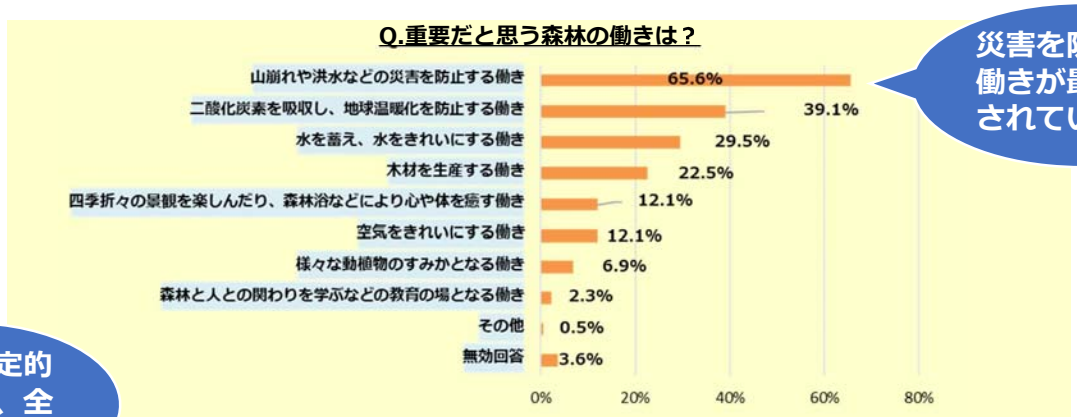

災害を防止する働きが最も期待されている

継続に肯定的な意見は、全体の80.5%

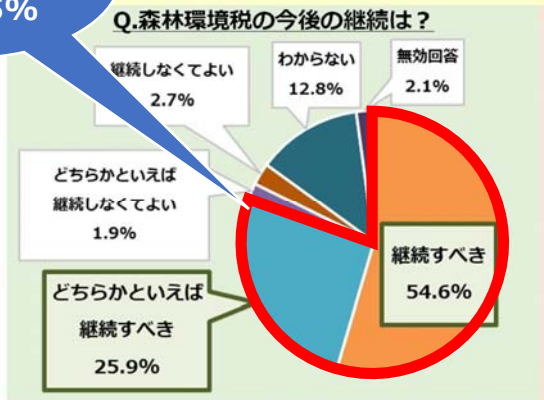

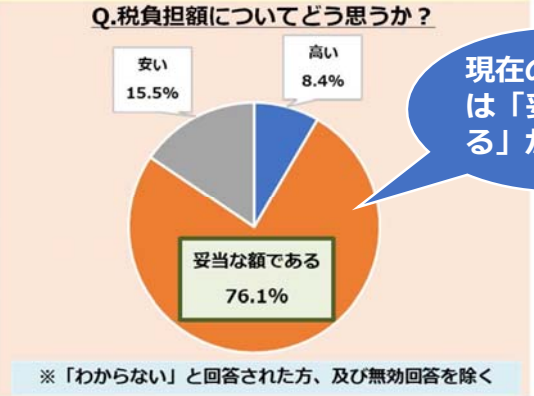

現在の負担額は「妥当である」が多数

佐賀県の森林・林業の現状と課題

荒廃森林解消状況

■ 事業等の実施により一定の成果はあるものの、３期末までに荒廃森林８．１千haのうち、**約4．２千ha解消し、約３.9千ha残存する見込み。**

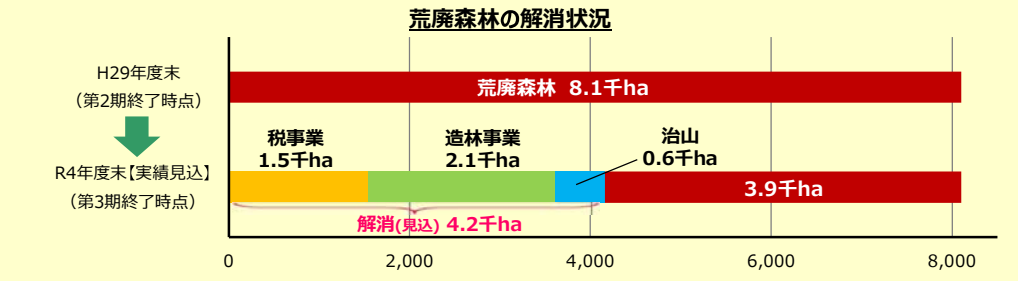

課　題

- ✓ 残存する荒廃森林の解消
- ✓ 情勢変化を踏まえた対応

SDGs
13気候変動に具体的な対策を
15陸の豊かさも守ろう

カーボンニュートラル
2050年カーボンニュートラルの実現

国の森林環境譲与税の創設
経営管理が行われていない森林を所有者に代わって市町が管理

多発・長期化する集中豪雨
災害に強い森林づくりに対する期待

サガンスギの開発
森林の適正な伐採・更新への期待

他府県の森林環境税導入及び継続状況

Ｈ15年度に高知県で導入されて以降、全国37府県で導入済。いずれの県も課税期間を延長（再延長）している。

見直し年度	県　名	継続状況
R4	秋田県、栃木県、長野県、鳥取県、高知県、福岡県、**佐賀県**	
R3	山形県、茨城県、神奈川県、富山県、石川県、山梨県、岐阜県、和歌山県、広島県、長崎県	**全て継続**
R2	岩手県、宮城県、福島県、静岡県、滋賀県、京都府、兵庫県、奈良県、大分県、宮崎県	**全て継続**
R1	大阪府、島根県、山口県、愛媛県、熊本県、鹿児島県	**全て継続**
H30	群馬県、三重県、愛知県、岡山県	**全て継続**

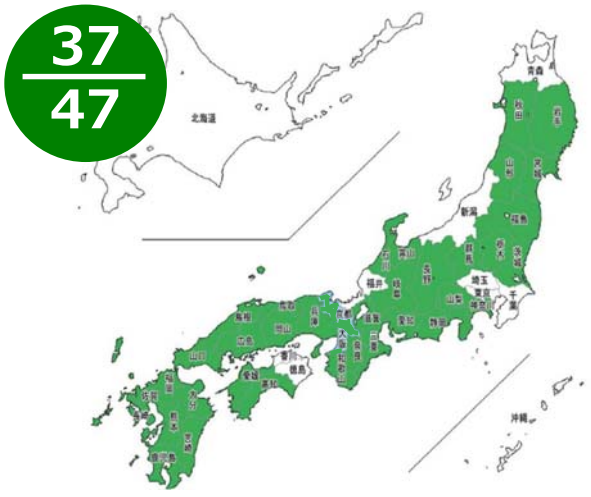

◎未導入10都道県：北海道、青森県、埼玉県、千葉県、東京都、新潟県、福井県、徳島県、香川県、沖縄県

これまで頂いた主な意見

書面による意見聴取（3～4月）の主な意見

税の継続について

- 環境税については、事業の効果があがっていること、アンケートでも継続の意見が多いことなどから、継続すべきだと考えられる。
- 肯定的な意見が80%を超えており、継続は必要。今後、環境税を含む森林・林業のPRを積極的に行い、10年あるいは5年毎にアンケートをとり、継続の要否を決めたらどうか。
- 継続に肯定的な意見が約80%を占める事から、制度に対する理解と期待が感じられる。

→ 継続の方向で森林審議会としての意見を取りまとめたい。なお、県民アンケートについては5年後も実施したい。

森林環境譲与税（国）との関係について

- 県の森林環境税と国税（森林環境譲与税）との使途・対象森林等のすみ分けを、県民に対して明確に説明できるようにしておくこと。

→ 国税とのすみ分けを整理する。

荒廃森林の把握について

- 森林は、年々成長するので、間伐をすればそれで荒廃森林が解消するのではなく、ある期間おそらく10年程たてば同じような状態に戻っているはずであり、そこも考慮に入れて荒廃森林対策は行う必要がある。その意味で、荒廃森林の把握は定期的に行わなければならない。

→ 全県的な調査による荒廃森林の状況把握について検討する。

書面による意見聴取（3～4月）の主な意見

事業のPR等について

- 森林整備が進み荒廃森林の解消が図られることで、豊かな森林づくりにつながっていることなどを更にPRしていく必要があると思う。大人はもちろんのこと、小学生などにも解りやすい木育を続けていく必要がある。税がどのように県民に効果があるか、有効活用されているか、判断指標が難しいが引き続き検討が必要。
- 県民アンケートにもある通り、広報による県民の理解を得ることも引き続きお願いしたい。
- 若い世代の認知度が低い点が気になりました。高校生や大学生の有志チームと一緒にPR企画などを考えてみてはどうか。
- 小さいころから森林に興味をもってもらえるように、学校教育と連携しプログラムの充実なども行ってもらいたい。

→ 税事業のPRや森林の大切さを伝える活動を強化する必要がある。

その他資料の表現等に関する意見・要望については、
可能な限り対応します。

取組方針の検討

取組の方向性

これまでの事業効果・課題	県民の意見	残る荒廃森林の解消
間伐による下層植生の誘導 森林所有者による荒廃森林の解消 若い世代で税の認知度が低い	継続に肯定的な意見が80.5% 税負担額は適当との意見が76.1%	残る3.9千haの解消に努める必要性

情勢の変化	他県の事業継続状況	委員のご意見
国の森林環境譲与税の創設 多発・長期化する集中豪雨 2050年ｶｰﾎﾞﾝﾆｭｰﾄﾗﾙの実現	令和3年度までは、税を導入した全ての県で課税期間を延長	事業継続の方向 国税とのすみ分け整理 荒廃森林の現況把握の必要性 事業PR・木育活動等の強化

これから

■ **取組を継続し、引き続き荒廃森林の解消に努める**

＜具体的な取組＞

- 県による荒廃森林の再生
- 市町が行う間伐等への支援
- 森林所有者等が行う搬出間伐等の支援
- 県民参加の森林づくり
- 税事業の取組の紹介

＋

- ■ 荒廃森林の現況把握のための調査
- ■ 木育活動の強化
- ■ 税事業のPRの強化

国税とのすみ分け整理

区　分	佐賀県森林環境税（平成20年度～） ［佐賀県森林環境税条例］	森林環境譲与税（国）（令和元年度～） ［森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律］
納税義務者	個人＋法人	個人
税率	個人：年額500円 法人：年額1,000円～40,000円	個人：年額1,000円　※ 令和6年度から賦課徴収
税収規模	250百万円（R4年度見込み）	市町：308百万円、県：42百万円（R4年度見込み）
創設の趣旨	● 水源の涵養や県土の保全、自然環境の保全等の有する公益的な機能の重要性にかんがみ、公益的機能が高いにも関わらず荒廃している森林に対し県が公的に関与し、県民協働で緊急・重点的に森林環境の保全を図る財源として創設	● 森林を整備することは、地球温暖化防止、国土保全、水源涵養等につながり、その効果は広く国民一人一人が恩恵を受ける ● 採算ベースに乗らない森林について、市町村自らが管理を行う森林経営管理制度の創設を踏まえ、市町村が実施する森林整備等（間伐、担い手の確保・育成、木材利用など）に必要な財源に充てるため創設
目的・使途	森林環境の保全のための財源として創設、主に県による荒廃森林の再生を実施	市町：経営管理が行われていない森林の整備（間伐） 県：市町が実施する施策の支援
対象森林	**【さがの森林採光事業、ほか】** 公益的機能や荒廃した森林の現状、展示効果等の様々な観点から評価結果が高い区域（環境林など）の荒廃森林	**【森林経営管理制度】** 自然条件が悪いなどからこれまで森林整備が行われていない、今後も森林整備が行われる見込みのない森林 （森林所有者から市町に管理委託された森林）
課税主体	県　※県の独自課税	国　※国が課税し、都道府県・市町村へ譲与
事業期間	第１期　平成20年度～平成24年度 第２期　平成25年度～平成29年度 第３期　平成30年度～令和４年度	令和元年度～

佐賀県森林環境税

・CSO等が自ら取り組む活動への支援
【県民参加の森林づくり事業】
・県を代表する自然環境の保全活動等への支援
【未来へつなぐ宝の森林整備事業】

人工林

・所有者により森林を管理する意向が**ある**森林の整備

多面的機能の高度発揮が求められる森林の整備
【さがの森林採光事業】
身近で親しみのある里山づくり
【ふるさとの森林づくり事業】
条件不利地における搬出間伐・再造林への支援
【次代へつなぐ森林再生事業】

・所有者により森林を管理する意向が**ない**森林の整備

森林所有者から市町に管理委託された森林における「市町による森林の整備（間伐）」

・林業担い手の確保・育成
・木材利用の促進

森林環境譲与税（国）

各事業のイメージ

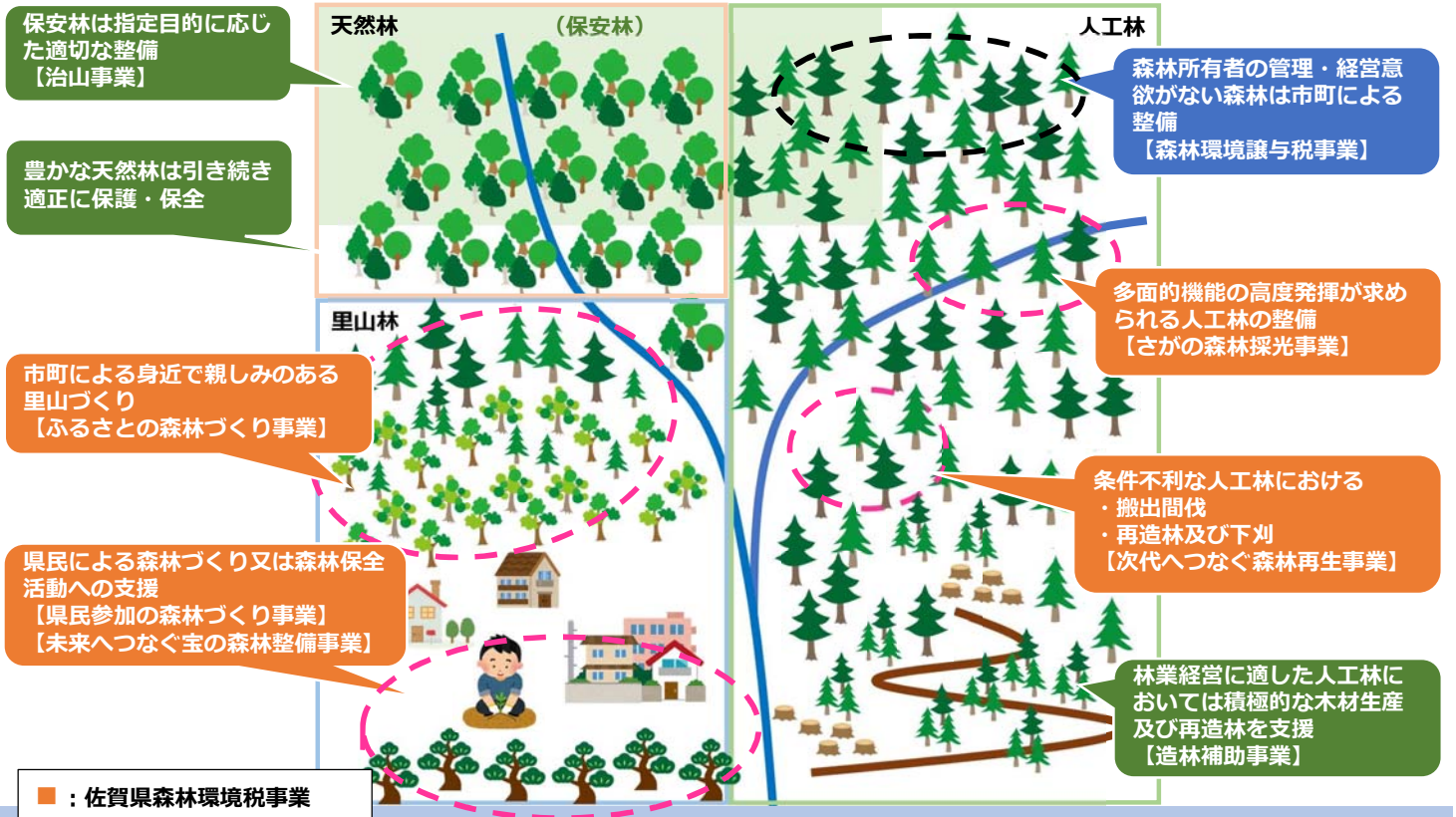

（参考）
佐賀県森林環境税及び事業の概要

（参考）佐賀県森林環境税の概要

1　税の趣旨

森林は県民共有の財産であり、その恩恵は広く県民みんなが享受
➡ 森林環境の保全のための財源として森林環境税を創設（H20年4月1日施行）

2　納税義務者・税率・課税期間

	個　人	法人
納税義務者	・県内に住所を有する者 ・県内に住所はないが、家屋や事業所などを県内に有する者	・県内に事務所又は事業所を有する法人 ・県内に寮、宿泊所等を有する法人　等
税率・課税方法	年額500円 （個人県民税均等割2,000円 ※均等割1,000円、復興増税500円、森林環境税500円）	年額　1,000円　～　40,000円 （法人県民税均等割（資本金等の額に応じ年額20,000円～800,000円）にその5%相当額を加算）
課税期間	第1期 H20年度～H24年度 第2期 H25年度～H29年度 第3期 H30年度～　R4年度	第1期 H20年4月1日～H25年3月31日 第2期 H25年4月1日～H30年3月31日 第3期 H30年4月1日～　R5年3月31日 の間に開始する事業年度分

3　税収規模

年額2億5千万円　　※個人204百万円(81%)、法人47百万円(19%)

（参考）森林環境税導入時（H19）の議論（税制懇話会の意見）

○森林の保全を森林所有者などの経済活動にまかせるのではなく、**森林の有する多くの公益的機能に目を向け、環境優先の立場に立って、社会全体で森林を支えあう仕組みづくり**の必要性を考慮すべき。
○そのためには県民の協力が是非とも必要であり、公共サービスの受益に対する応分の負担という考え方を導入することで、森林の持つ公益的機能の持続的発揮につなげていくことが可能。

これまでの森林づくり



林業生産者により森林の持つ多様な機能が維持されてきた。

これからの森林づくり



「森林はみんなの財産」という基本理念のもと、県民協働により環境を育む「多様な森林づくり」を進め、森林の持つ多様な機能の持続的な発揮を図る。

新たな施策（環境優先）

県民協働による公益的機能を重視した森林・林業施策

【具体的な施策提案内容】

①荒廃森林等の再生（多様化への誘導）　②公有林化による適正な森林整備
③県民意識の醸成（普及啓発等）　④木材利用の推進
⑤提案公募事業（施策提案・活動提案）

（参考）現行の森林環境税事業の概要

①さがの森林採光事業　（県による荒廃森林の再生；森林整備課）

県内一円の河川集水域等に残存する荒廃森林について、県が森林所有者に代わり強度間伐を実施
平成25年度から危険木等の流出の恐れがある急傾斜地や渓流沿いについては、危険木除去や固定など流出防止対策を実施



②ふるさとの森林づくり事業
（市町が行う森林購入や間伐等への支援；森林整備課）

市や町が行う、荒廃した森林又はその恐れのある森林の購入及び間伐などの管理に対する支援（補助率 ：(公有林化) 1/2 (公的整備)10/10）

③次代へつなぐ森林再生事業
（森林所有者等による間伐の促進；林業課）

森林所有者が自ら行う条件が悪い森林における搬出間伐、国庫補助事業の対象外となる自力等による間伐、又は荒廃森林等を皆伐した後の人工造林・下刈に対する補助
（補助率：定額等
(造林等補助金を含む)）



④県民参加の森林づくり事業
（CSO等による森林づくり活動支援；森林整備課）

CSO等が自ら企画立案し取り組む荒廃森林再生活動に対する支援
(補助率：定額(１団体当り年額200万円を上限))

⑤未来へつなぐ宝の森林整備事業
（県、市町、ＣＳＯ等による協働事業；有明海再生・自然環境課）

虹の松原等の県を代表する自然環境の保全活動等に対する支援
（補助率：定額）

⑥さがの森林再生推進事業
（県民への広報活動；森林整備課）

さがの森林再生事業の紹介、事業計画・実績の公表、提案公募事業の募集、ホームページの運用管理など広報媒体を活用したPR

（参考）森林環境税の使いみち（R３年度実績）

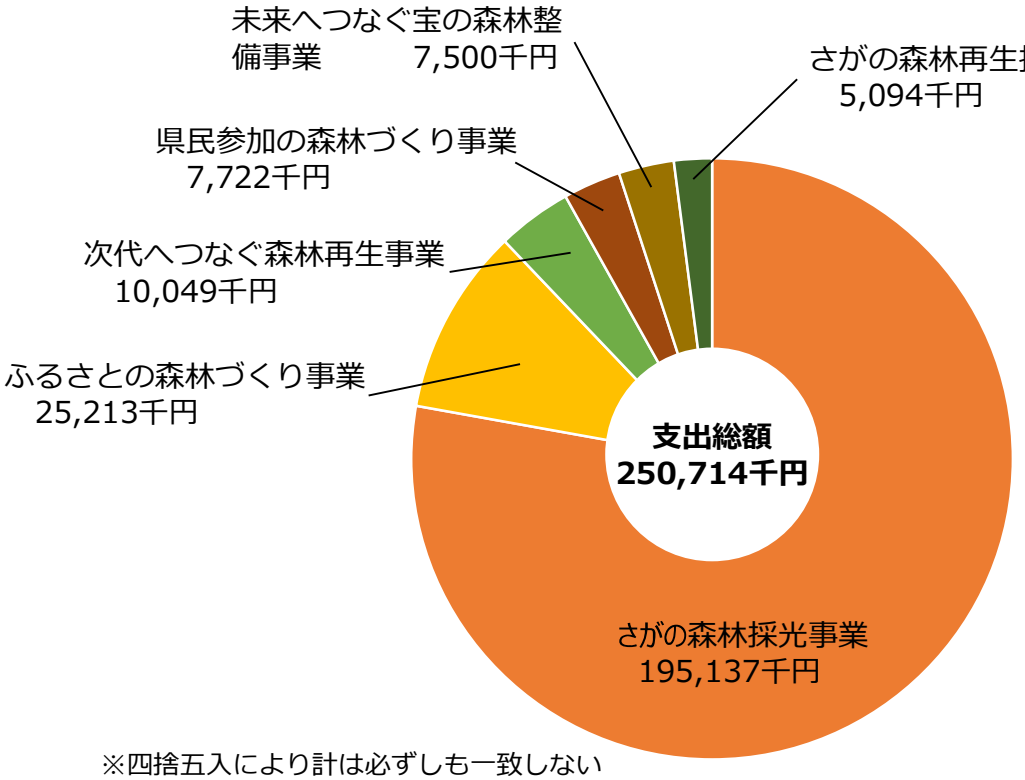



※四捨五入により計は必ずしも一致しない

（参考）令和3年度第1回森林審議会（12/20）の主な意見

- 森林教育などができる人材の養成が必要。
  →森川海のつながりの重要性を県民に広げることなどを目的とした「森川海人っプロジェクト」において、次代を担う子供たちの森川海に対する理解の醸成を図る活動等に取り組んでいるところであるが、こういった活動を担う人材の確保・育成についても今後取り組んでいきたい。

- 県民が楽しめる憩いの場としての森林へのアクセス道や災害で破損した道の復旧へ使うことも検討してほしい。
  →県森林環境税とは別に、県が整備した生活環境保全林等や県民の森の整備などにより実施し、憩いの場としての利活用を推進していく。なお、該当の道路が林道であり、一定規模以上規模の災害であれば国庫補助事業による復旧が可能となっている。

- 現在の荒廃森林の状況や解消状況など常に更新し把握する必要がある。
  （レーザー測量と現地でのデータ照合）
  →森林クラウドシステムの運用（森林の現況や施業履歴）により荒廃森林の解消状況などを更新し把握していく。また、森林の現況把握を目的としたレーザー測量等の実施についても検討したい。